

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	合田 陽一
登録番号又は法人番号	第 1 0 3 6 1 3 0 6 号
所属する単位会	香川県行政書士会
事務所名称	合田陽一行政書士事務所
事務所所在地	香川県観音寺市豊浜町姫浜 4 7 2 番地
処分年月日	令和 7 年 3 月 1 7 日
処分内容（種類）	訓告
上記処分をした理由	被処分会員は、3 回にわたり、利用目的が職務上請求に該当することを職務上請求書に具体的に記載せずに、戸籍謄本や住民票の写しを請求したほか、職務上請求書の記載内容から明らかに、職務上必要ではない住民票の写しの請求を 1 回行った。また、これらに関して行われた、会長による報告及び書類の提出の求め、並びに綱紀委員会委員長による調査に応じなかった。 以上の理由から上記の処分を科す。
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	・行政書士法（昭和 2 6 年法律第 4 号）抜粋 （行政書士の責務） 第 1 0 条 行政書士は、誠実にその業務を行なうとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。 （会則の遵守義務） 第 1 3 条 行政書士は、その所属する行政書士会及び日本行政書士会連合会の会則を守らなければならない。 ・香川県行政書士会会則 抜粋 （会員の処分） 第 4 8 条第 1 項 本会は、会員が法若しくはこれに基づく命令、規則その他知事の処分に違反したとき、若しくは行政書士たるにふさわしくない重大な非行があったとき、又はこの会則に違反したときは、当該会員に対し必要な処分を行うことができる。 ・香川県行政書士会綱紀委員会規則 抜粋 （会員の調査受忍義務） 第 7 条 会員は、正当な事由がなければ綱紀委員会の調査を拒んではない。 ・香川県行政書士会職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則 抜粋 （使用の制限） 第 5 条 行政書士又は行政書士法人は、職務上請求書を、その職務上必要な請求に限り使用できるものとし、これ以外の請求や、身元調査等、人権侵害のおそれがある使用は、これを行ってはならない。

	(記載) 第8条第2項 職務上請求書の利用目的の種別欄等各欄は、行政書士又は行政書士法人の職務上請求に該当することが明確になるよう、具体的に記載しなければならない。 第8条第3項 職務上請求書には、日本行政書士会連合会が定める「記入要領」に反した記載（記入要領の定めにより記載することとされた事項を記載しないことを含む。）をしてはならない。 (疑義ある事案への措置) 第33条第1項 第3条から第16条に規定する責務に違背することは、行政書士又は行政書士法人の信用又は品位を害し、行政書士又は行政書士法人たるにふさわしくない重大な非行に該当するものであることから、会長は、当該違背の疑義がある行政書士又は行政書士法人に対し、職務上請求書の使用状況等の報告を求め、必要に応じて措置を講ずることができる。 第33条第2項 前項の措置を講ずるにあたり、当該行政書士（当該行政書士が使用人である行政書士の場合は、その者を使用する個人開業の行政書士）又は行政書士法人に対し、未使用の職務上請求書（一部使用済みのものを含む。）、職務上請求書の使用済み控え、事件簿、領収証の控えその他必要な書類の提出を求めることができる。
--	--